

令和6年度
産業保安等技術基準策定調査研究等事業
(誤使用・不注意による事故リスクの低減した製品に対する表示制度の構築事業)

【調査報告書】

令和7年3月31日

MS & ADインターリスク総研株式会社

目次

第1 事業概要	1
1. 事業目的	1
2. 事業内容	1
(1) リスク表示制度の運用開始に向けた検討	1
(2) リスク表示制度の運用開始に向けた広報	2
(3) その他	2
第2 事業報告	3
1. リスク表示制度の運用開始に向けた検討	3
(1) 制度 WG の運営	3
(2) 成果	3
2. 制度運用に必要な規定類の策定	7
(1) 実施内容	7
(2) 成果	8
3. リスク表示制度の名称、略称及びマークの決定	8
(1) 実施内容	8
(2) 成果	8
4. リスク表示制度の運用開始に向けた広報	9
(1) HP の構築	9
(2) 誤使用・不注意による事故事例およびリスク低減製品の事例収集	9
(3) 応募説明会の開催	9
(4) 応募要領の配布	9

【添付資料】

別紙 1	応募者向けガイドライン（案）
別紙 2	リスクアセスメント及びリスク低減の評価基準 （応募者向けガイドライン別紙）
別紙 3	審査要領（案）
別紙 4	審査応募書（様式第 1）（案）
別紙 5	審査・運営委員会運営規則（案）
別紙 6	ロゴマークガイドライン（案）
別紙 7	令和 7 年度応募要領
別紙 8	応募説明会資料

第1 事業概要

1. 事業目的

昨今、死亡や重傷などを伴ういわゆる重大製品事故は年間 1,000 件前後で推移しているが、製品事故の被害は高齢になるほど死亡・重傷が多く、70 代、80 代の高齢者では死亡事故に至ることが特に多い。2021 年には重大製品事故全体のうち、60 代以上の高齢者の占める割合が約 4 割と高い割合を占めている。さらに、一般的に年齢が高まるにつれ身体・認知機能の低下することから、不注意・誤使用等による重大製品事故が 70 代、80 代では約 5 割程度と他の年齢層より高くなっている。

製品の安全性を担保するために、製品安全 4 法（電気用品安全法、ガス事業法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律、消費生活用製品安全法）では、規制対象製品を製造・輸入する際には技術基準への適合を義務付けているが、この基準において誤使用等事故の防止までを網羅することには限度がある。また、誤使用等事故を防止するための安全機能を有した製品も数多く開発されているが、こうした製品が消費者から適切に評価されていないため、安全な製品の普及につながらず、その結果、安全な製品づくりが我が国企業の競争力につながっていない。

超高齢社会において高齢者の事故対策は喫緊の課題となっているが、そのためには誤使用等事故防止のための安全機能の有効性の評価基準を整備し、第三者が評価することによって、企業が誤使用等事故を防止するための機能を有した製品を積極的に製造し普及させる機運を高めることが重要である。このような基準に合致した誤使用不注意による事故リスクの低減機能を持つ製品であることを示す表示を付すことによって、消費者の当該製品に対する認知度を高めるとともに、消費者の誤使用等事故によるリスクの理解促進につなげる。

本事業では、消費者が安全に配慮した製品を選択する機運を醸成し、企業による安全を高める研究開発等の取組が企業価値の向上につながる環境を整備することを目的とし、誤使用・不注意による事故リスクの低減した製品に対する表示制度（以下、「リスク表示制度」という）の運用開始に向けた検討を行った。

2. 事業内容

（1）リスク表示制度の運用開始に向けた検討

製品安全課が令和 4 年度から検討している、「製品安全市場を構築するための新制度 WG（以下、「制度 WG」という）」における制度の詳細設計に関する議論を踏まえ、令和 6 年度は、リスク表示制度の運用開始に向け、より具体的な議論を行った。

① 制度 WG の運営

本制度の運用開始に向けた検討を行うため、有識者で構成される制度 WG を開催し、事務局として会議資料等の作成や関係者との連絡調整・意見の取りまとめ、WG の議事進行、

議事録の作成、対応策の検討・立案等を行った。

② 制度運用に必要な規定類の策定

令和 7 年度からの本格運用に向けて、本制度の総則や一般要求事項、審査委員会運営規程など、本制度の運営に当たり根拠となる規定類の策定を行った。

③ リスク表示制度の名称、略称及びマークの決定

リスク表示制度の本格運用に向けて、正式名称及びその略称を決定した。

(2) リスク表示制度の運用開始に向けた広報

リスク表示制度を活用していただくには、制度の本格運用前から製造・輸入事業者、本制度での申請が見込まれる製品を取り扱う事業者（卸・小売事業者）に対する周知とともに、当該製品のユーザーやユーザーが多く集う場・施設等でも周知し、本制度への理解促進や認知度を高めていくことが重要である。

そのため、リスク表示制度の本格運用に向けて、必要となる広報を行った。

① HP の構築

リスク表示制度を紹介する HP を構築する。その際、消費者にわかりやすく、目を引くレイアウトになるよう努めた。

② 誤使用・不注意による事故事例及びリスク低減製品の事例収集

主に消費者に向けた周知として、誤使用による事故と、それを防ぐための機能を有する具体的な製品（以下の事例収集から 10 製品程度）に関する発信を行った。

③ その他

本制度の本格運用に当たり、消費者への周知と、事業者への制度参加を促すため、必要となる広報に関して提案を行った。

(3) その他

上記（1）、及び（2）のほか、制度 WG の開催に当たって、誤使用対策が施された製品の市場調査、制度に対するニーズ調査、類似制度に関する情報収集など、本事業の目的に照らして有用と考えられる事項や製品安全確保の在り方に関する検討に必要な事項について調査等を行った。

第2 事業報告

1. リスク表示制度の運用開始に向けた検討

(1) 制度 WG の運営

①委員会の組成

次の事項の審議等を目的として、新表示制度設計委員会（以下、親委員会）を組成した。

- ・名称、略称、マーク検討
- ・ウェブサイトのデザイン検討
- ・規定類の策定（一般要求事項、申請者向けガイドラインなど）

②委員の任命

昨年度の基本設計を担った有識者、製造業者および試験機関の代表者に対し、引き続き委員に任命した。

③委員会の開催

令和6年7月5日、令和6年10月9日および令和7年3月3日に親委員会を開催し、「制度の愛称、ロゴマーク」、「模擬審査の実施要領」および「一般要求事項、申請者向けガイドライン等」について審議を行った。

委員会開催に向け、経済産業省と打ち合わせの上、資料作成を行った。

(2) 成果

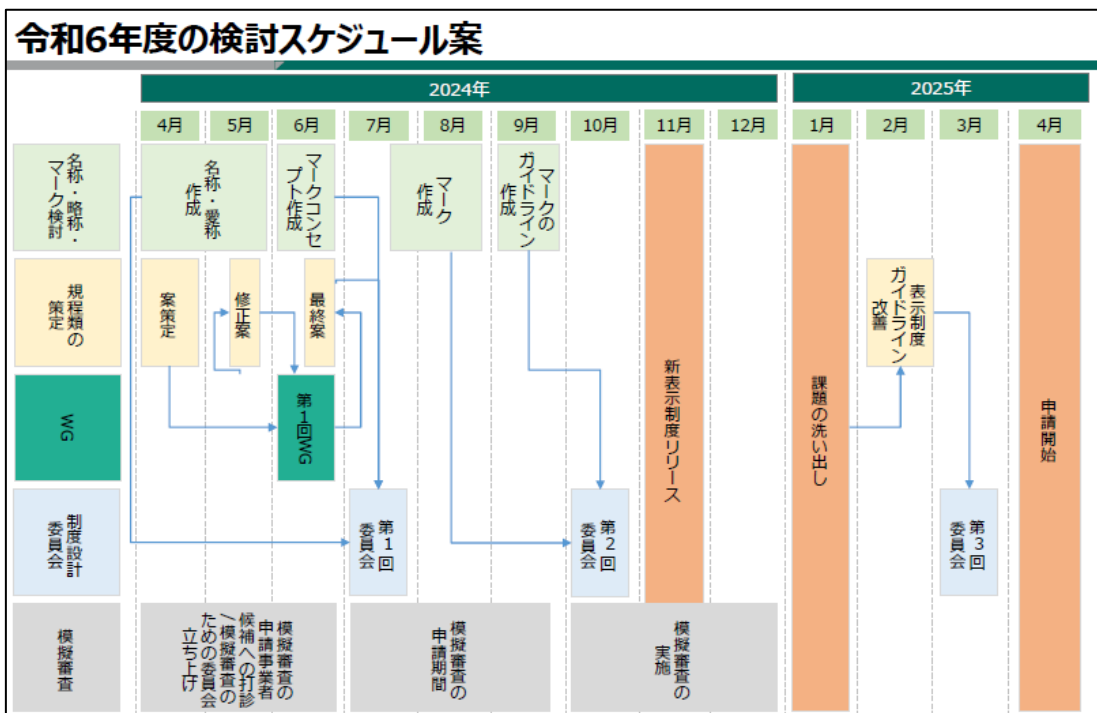
①第1回委員会の審議結果

(a) 開催概況

日 時	令和6年7月5日(金) 15:00～16:40
会 場	Teams による WEB 会議
次 第	1. 経済産業省挨拶 2. 出席者自己紹介 3. 今年度の全体像およびWGでの検討結果について 4. 本制度の愛称について 5. 本制度のウェブサイトについて 6. 模擬審査について 7. その他

(b) 審議内容

今年度の検討スケジュールについて、以下のとおり合意した。



②第2回委員会の審議結果

(a) 開催概況

日時	令和6年10月9日(木) 10:00～11:35
会場	Teams による WEB 会議
次第	1. 新表示制度に関するヒアリング結果について 2. 制度設計について 3. リスク評価委員会について 4. その他

(b) 審議内容

制度設計の要件、愛称、ロゴマークについて、主に以下のとおり合意した。

また、模擬審査の実施状況について報告が行われた。

<申請製品に求められる要件>

① (全体として) 製品の本質的な安全性が担保されていること

● 技術基準に適合していることを以下の文書等によって証明すること

1) 製品安全4法の特別特定製品 ⇒適合性同等証明書の写し

2) 特別特定製品以外の特定製品 ⇒技術基準に適合していることが証明できる

試験成績書等

3) 産業標準化法における JIS 認証制度で対象としている製品 ⇒その証明書

4) 民間規格等による第三者認証製品 ⇒その証明書

② (特定の) 誤使用・不注意による製品事故リスクが低減されていること

- 比較対象となる製品
 - ・「当該設計・機能が入り入れられていない製品」とする。
- 「比較対象となる製品」の販売時期となる製品
 - ・年数制限などは設けない（3年前、1代前など）。
 - ・ただし、R-Map 上でのリスク低減を示しやすくするため、申請者が取り扱ったリスク低減機能の搭載の有無を単純に比較できる同型モデル（リスク低減に対応する機能を搭載する前の製品（いわゆる、当社比））、または申請者以外が取り扱ったリスク低減機能の搭載の有無を単純に比較できるモデル（リスク低減に対応する機能を搭載する前の製品（いわゆる、他社比））に相当するものとする。
 - ・上記の比較対象製品の設定内容（当社比／他社比）の妥当性については、審査・運営委員会で判断する。
- 「比較対象となる製品」の製造元
 - ・自社製品の場合に限定しない。

<リスク低減の程度>

原則、R-Map 上で1セル以上低減されていることのみを要件とすることで合意した。

一方で、事故の発生状況や社会情勢等を総合的に鑑みて、C 領域まで低減すべきリスクのものにあっては個別に審議していく。また、1セル以上低減されているが、そのリスク自体の妥当性に欠けるものにあっては、総合的に判断したうえで可否の審議を行う。

<本制度の愛称>

「+あんしん」（読み仮名：ぷらすあんしん）とした。

・本質的な安全性に「プラス」して、特定の誤使用等による事故を防ぐために対処・配慮した製品を対象。

・リスクという見えないものを伝える上で、客観的な基準に則した「安全」という概念よりも、主観的な「安心（あんしん）」という言葉が表現として馴染みやすいものと考えて提案。

・なるべくポジティブに、直感的にも理解しやすい略称とするため、（製品固有の特定の事故リスクが相対的に下がるというマイナス面の減少よりも）ある特定の誤使用・不注意をケアした製品という特徴に光を当てるという「プラス」の側面を強調して、本制度の目的・趣旨に合致する略称として考案。

＜本制度のロゴマーク＞

以下のロゴマークとした。



＜模擬審査について＞

① 目的

- ・ 設計した制度が実際に機能するか、模擬審査を通じて検証
- ・ 明らかになった課題は整理し、次年度の制度開始前に解消

① スケジュール

- ・ 模擬審査の申請事業者候補への打診/模擬審査のための委員会立ち上げ
：4月～7月
- ・ 模擬審査申請受付期間：7月～9月
- ・ 模擬審査の実施：10月～12月

③第3回委員会の審議結果

(a) 開催概況

日 時	令和7年3月3日(月) 14:00～15:15
会 場	Teams による WEB 会議
次 第	1. 模擬審査を踏まえた制度の変更点 2. 応募者向けガイドラインについて 3. その他の規程類について 4. 制度周知について 5. その他

(b) 審議内容

模擬審査を踏まえ、制度の変更点について報告され、主に以下のとおり合意した。

また、応募者向けガイドライン、審査要領、審査応募書、審査・運営委員会運営規則、ロゴマークガイドラインについて修正内容に関する報告が行われた。

各詳細については、「別紙 1_応募者向けガイドライン (案)」、「別紙 2_リスクアセ

スメント及びリスク低減の評価基準（応募者向けガイドライン別紙）」、「別紙 3_審査要領（案）」、「別紙 4_審査応募書（様式第 1）（案）」および「別紙 5_審査・運営委員会運営規則（案）」を参照。

< 模擬審査の結果 >

審査は以下のプロセスで実施した。

- ① 申請企業からの必要書類の作成や、リスクアセスメントの実施等に関する相談
- ② 申請製品のリスクアセスメント結果に関する評価（12 月 13 日開催）
- ③ リスク評価委員会の評価結果を踏まえた最終審議（1 月 16 日開催）
- ④ 審査結果に関する申請企業のフィードバック（1 月 31 日～2 月 3 日）

< 模擬審査を踏まえた制度の変更点 >

- ① 本制度の位置づけの変更

本制度を、経済産業省主催「製品安全対策優良企業表彰（通称：PS アワード）」の『製品部門』に位置付けることとした。

審査委員会賞（特別賞）に新たに『製品部門』を新設し、当該審査・評価を本委員会にて行う体制に変更する。

- ② 審査項目・申請内容の再整理

申請者に対し求める内容として、「事前相談を実施する」ことや、「応募製品で起きうる誤使用・不注意事故を洗い出す」こと、「対策する意義を明確化する」ことなどを具体的に盛り込んだ。

- ③ 規程類の位置づけ、内容の変更

「一般要求事項」については、「審査要領」と名称を変更し、本制度における審査の実施に関し、必要な事項を定めることとした。

また、「申請者向けガイドライン」については、「応募者向けガイドライン」と名称を変更し、本制度への応募に関し、必要な事項を定めることとした。本制度へ応募する事業者は、本ガイドラインを参照の上、応募資料を作成・提出することが求められる。

2. 制度運用に必要な規定類の策定

（1）実施内容

①WG の組成

次の事項の審議等を目的として、制度運用 WG を組成した。

- ・ 一般要求事項

- ・申請者向けガイドライン

②委員の任命

制度設計委員会のメンバーのうち、一部の製造事業者および試験機関の代表者を委員に任命した。

③WG の開催

令和 6 年 6 月 21 日に WG を開催し、2 つの規則案について審議を行った。

WG 開催に向け、経済産業省と打ち合わせの下、資料作成を行った。

(2) 成果

①第 1 回 WG 審議結果

(a) 開催概況

日 時	令和 6 年 6 月 21 日(金) 15:00～16:00
会 場	Teams による WEB 会議
次 第	1. 経済産業省挨拶 2. 出席者自己紹介 3. 一般要求事項（案）について 4. 申請者向けガイドライン（案）について 5. その他

(b) 審議内容

一般要求事項および申請者向けガイドラインの案を提示し、WG 委員より意見等を聴取した。

意見等を踏まえた修正案を制度設計委員会で提示し、再度審議することで合意した。

3. リスク表示制度の名称、略称及びマークの決定

(1) 実施内容

リスク表示制度の本格運用に向けて、名称、略称およびロゴマークの作成を行った。

(2) 成果

① 名称、略称の決定

昨年度の検討結果や、制度名称やロゴマーク作成について知見を有する株式会社 HAKUHODO DESIGN の永井一史氏とのディスカッションを踏まえ、事務局にて案をまとめ、第 1 回制度設計委員会で名称案について提示し、検討を行った。

その結果、第 2 回親委員会において、本制度の愛称（略称）を「+あんしん（プラス

あんしん)」に決定した。

② ロゴマークの決定

愛称と同時並行でロゴマークの検討を行った。

その結果、第2回制度設計委員会において、本制度のロゴマークを決定した。

③ ロゴマークガイドラインについて

本制度のロゴマークの使用ルールを定めたロゴマークガイドラインを策定し、第3回親委員会で審議を行った。

(詳細については、別紙6_ロゴマークガイドライン(案)を参照)。

4. リスク表示制度の運用開始に向けた広報

(1) HPの構築

本制度の情報を発信するWEBサイトの構築を行った。

令和7年1月31日には、「誤使用事故を減らすための新しい表彰・表示制度(プラスあんしん)について」としたホームページを公開した。

https://www.meti.go.jp/product_safety/ps-award/risksystem/index.html

ホームページは、「本制度を知りたい方」に向けたサイトと、「本制度に応募したい方」に向けたサイトを構築、それぞれに求められるコンテンツを作成した。

(2) 誤使用・不注意による事故事例およびリスク低減製品の事例収集

誤使用・不注意による事故と、それを防ぐための機能を有する具体的な製品についてNITEの「高齢者の事故防止対策報告書」などを参考に事例を収集した。

これらの事例については、(1)で構築したホームページの「知りたい方」サイトにおいて、「誤使用事故の危険性」と題し、7事例について掲載した。

(3) 応募説明会の開催

令和7年2月20日に、完全オンライン形式による応募説明会を実施した。

説明に用いた資料は「別紙8_応募説明会資料」を参照。

(4) 応募要領の配布

令和7年度からの本申請を開始することを目的に、令和6年度内で準備を行った。

具体的には、消費生活用製品の製造事業者、輸入事業者、小売販売事業者および関係団体等の広範な関係者に対して、広く本表彰事業の周知に努め、企業・団体の応募を促すため、応募要領を作成・配布(2,000部)した。(「別紙7 令和7年度応募要領」を参照)。

以上